

三輪車 No.4

本人支援の輪 地域連携の輪 地域課題解決の輪
本人主体の方向性を重要し、地域連携と伴走型支援を目指します。

もくじ

巻頭言 「意思決定支援について」
社会福祉法人ひかりの園 浜松協働学舎根洗寮
浜松協働学舎企画相談室長 高木 誠一

—1— 特集 本人の意思と相談支援について
[本人の意思と成年後見制度]
静岡県社会福祉協議会 社会福祉士 安藤 千晶 氏
[障害福祉サービスの利用等に係る意思決定支援ガイドラインの活用について]
静岡県障害者協会 事務局長 相談支援専門員 堀越 英宏

重度知的障害者の多くは判断能力が低いとみなされ、「これがあなたにとって最良の道だ」と、親や支援者などの周りの意向によって生きる道が決められている。障害者権利条約をめぐる議論では、本人の決定を差し置いて支援者が本人に代わって決定をすることは、障害者の尊厳と自立(自律)を害し、他の人との平等性の保障に反することであり、求められるのは代行支援ではなく自己決定の支援(すなわち支援を受けた自己決定)である。従来、障害者支援の考え方の転換を迫った。



社会福祉法人ひかりの園
浜松協働学舎根洗寮
寮長 高木 誠一

巻頭言 意思決定支援について

と云うが、人間にとって不幸なことである。支援する側の人々は、本人のためにと称しながら、結局は本人の生きる力を削いできたことも事実である。

人が自分らしく生きるためには、自己決定は不可欠である。自己決定は「誰でもない自分自身を対象に考え、自分自身の知識や経験やこだわりに基づいて、自分が納得できるやり方を決める」というプロセスを経て実現される。そのプロセスにおいて、悩み葛藤しながら(諦めや次善の選択では決めたことへのリスクや失敗することも含め)、時には他者と相談して、さまざまな意見を聞きながら、最終的には自分で決める。その繰り返しが、その人らしく生きるということに他ならない。その人の意思を尊重することは、その人の尊厳を大切にすることであり、意思決定とは、その人がその人らしく生きるための支援の第一歩であるといえる。

意思決定支援には「人は誰でも、どんな状態であっても、意思がある」という命題が前提になっている。極めて哲学的な問いだ。重度知的障害者や重症心身障害と言われる言語のコミュニケーション手段を持たない人ももちろん「意思はある」、ではどうすればその人の意思が確認できるのだろうか。

意思決定支援の場では、支援者にその声なき声を聴く「耳」を持つことが求められる。重い障害のある人を法的能力の行使できない人とみなし、保護の対象や代行決定が必要な人と決めるのではなく、彼らも自らの意思に基づき法的能力を行使する可能性のある人と認識することが大切なのである。「人は意思がある」意思のない人間はいない」ということは、人間は意思があるからモノとしてではなく人格的に交わるべき存在であることを私たちに教えている。

人間の意思は、一人の個体だけでつくられるものではなく、さまざまな人とのコミュニケーションによって生まれる。コミュニケーションとは、その語源の「コミュニケーション(共に生きる)」が示すように、人格と人格が交わる場の営みである。意思決定支援とは、「コミュニケーション」の場によって実現できる支援であるといえる。

重い障害のある人が自分の意思を伝えるためには、まず彼の声を聴く人がいなければ、その声は生まれぬ。彼らの呼びかけにこたえるだけの「聴くこと」が我々に試されている。

の提供に資することを目的にして、自己決定が困難な障がい者に対する支援の枠組や方法について標準的なプロセスを示すものである。

具体的には、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成し障害福祉サービスを提供する際、意思決定支援の在り方を示すとともに、障害福祉サービスの現場(相談支援含む)で行うべき意思決定支援についての基本的な考え方、姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理している。(図・参照)

☆意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難な障がい者(注)が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自らも意思決定支援できるような支援し、本人の意思の確認や意思及び選考を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選考の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

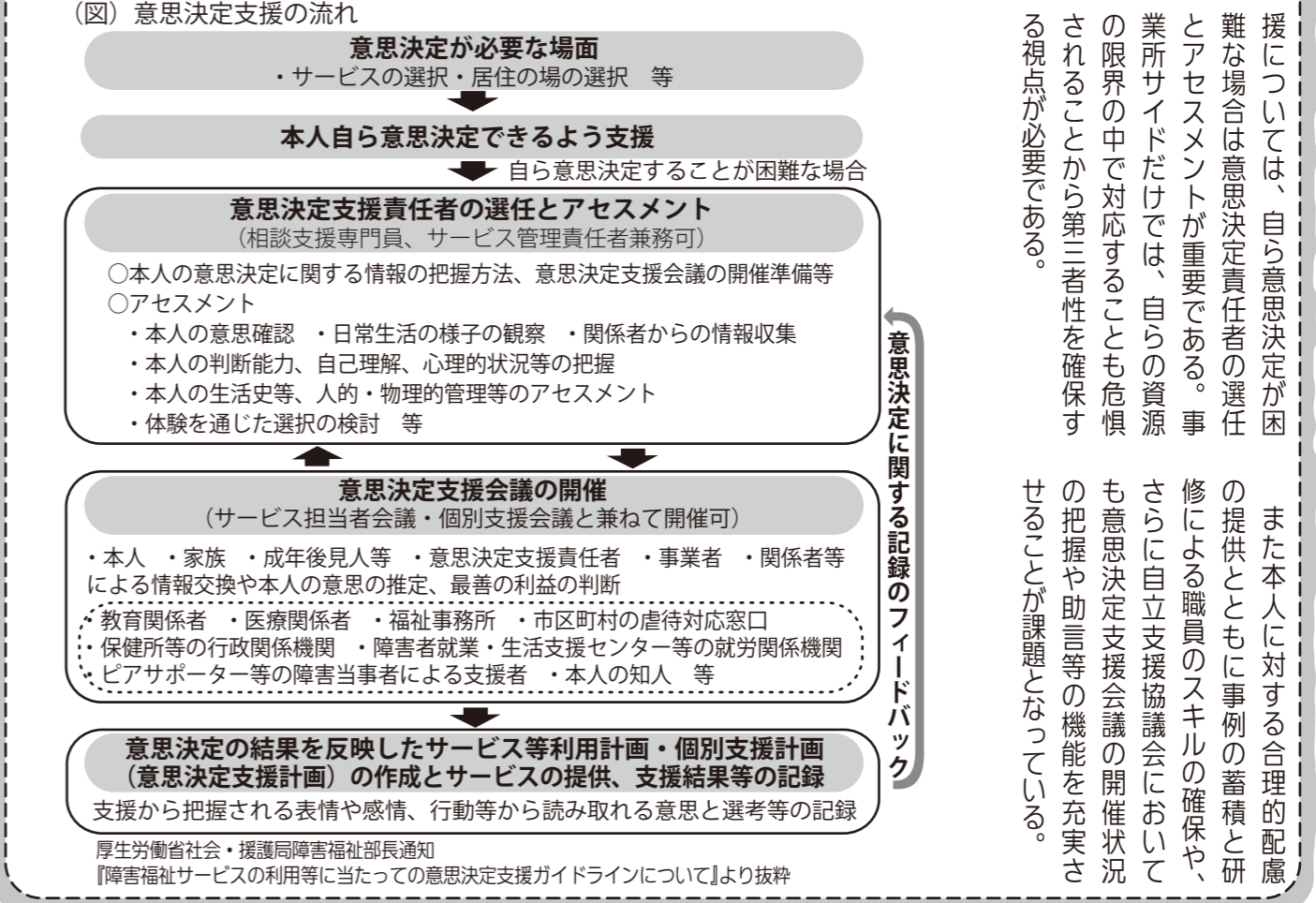
(注) 自ら意思を決定することに困難な障害者とは、最重度の知的障がい者だけでなく、障害の様態によって一時的または断続的に困難な状態が含まれ、精神的障がい、発達障がい、中程度の知的障がいの方の支援を含む。)

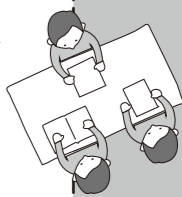
☆日常的な意思決定支援の重要性
食事や衣類の選択、外出、排泄、整容、入浴等の基本的な生活習慣に関する場面だけでなく、複数用意された余暇活動や日中活動の選択等、日頃から本人の生活に関わる障害福祉サービス事業所の職員が場面、場面で即応的に行う直接的支援に、意思決定支援の要素が含まれている。

自分のしたい(と思う)ことが尊重されたという生活体験が積み重なることで本人が自らの意思を他者に伝える意欲が生まれる。こうした素地の上に、はじめて居住の場所や一人であるいは仲間と、夫婦で暮らす等の社会生活場面の選択がつながるのであり、日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うことが重要である。

最重度の方においては、支援に對しての快・不快について表情や反応の記録が整備される必要があるだろう。

☆意思決定支援の流れと課題





本人の意思と 成年後見制度

静岡市社会福祉協議会
社会福祉士 安藤 千晶 氏

門職が集いながらも実にゆるやかなびやかな学びの場です。その勉強会で先日、日本の成年後見制度の特徴が議題になりました。ある総合大学の社会学大学院に学ぶ歯科医師が、日本の成年後見制度が欧米のそれに比していかに特徴あるものを解説してくださいました。

「愚行権」という語があります。文字どおり、たとえ他人から見ればどんなに愚かな行為であっても本人が満足し周囲に迷惑をかけていないのであれば、邪魔されない権利のことです。お医者さんに止められていても飲酒したり、台風の日に海岸の様子を見に行ったり、愚行権に値する行動は日常的にあちこちで見かけます。周りで見ている他人はハラハラしますが、最終的にどんな行為をするのかは個人の自由であり、愚行権の行使を他人が止めるべきではないということになります。多職種で構成されたところ勉強会に、私は毎月参加しています。そこは医療・福祉・司法・報道の専

私はある女性(50歳代)の成年後見人を担っています。今から5年ほど前、当時の彼女の生活の場は彼女の生まれ育った町であり、彼女の歴史を知る方々が多く住んでいまし

た。しかし彼女が暮らす施設は制度上、夜間は職員が不在となります。療育手帳をもつ彼女にはもはや両親はなく、帰省する場所はありません。年末年始など長期休暇は施設でひとりぼっちで過ごし、職員不在の夜間に緊急事態が発生しても、彼女は緊急通報装置を作動させることのできないのです。彼女の安全性を考慮すればするほど、果たして彼女の生活環境はそのままでのよいのか、適切に支援されているといえるのだろうか、成年後見人としてとても悩む毎日でした。彼女が住み慣れたこの町を離れたいはずがなかったからです。

毎年度初めに、私は年度の目標を彼女と一緒に考えました。安心して日々生活していくためにどうすればよいのか、食事をしながら時間をかけて何度も話し合いました。私の説明が果たしてどこまで彼女に伝わるかは甚だ不安でしたが、最終的に彼女は別の施設へ行くことを自分の意思で選びました。しかし、それまでには4年の歳月を要したのです。(その間緊急事態が起こらなかったから良かったようなもの・・・)

上述の愚行権ですが、自己決定を

速報 障害福祉サービスの 利用等に係る意思決定 支援ガイドライン の活用について

本人がしたい(と思う)意思の最大限の尊重と課題

静岡市障害者協会 事務局 長
相談支援専門員 堀越 英宏

1 ガイドラインの位置づけ・ 作成の経過等

平成29年3月31日付けで、地方自治体に対して『障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについて』(厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知・障発0331第15号)が発出された。(以下本ガイドラインとする。)

これは、障害者総合支援法附則にある施行後3年(平成28年を自処とする)の見直しの中で、検討課題の一つに掲げられていたものであり、社会保障審議会障害者福祉部会の答申を経て、発表されたものである。意思決定支援については、障害者総合支援法に織り込み済みのものである。しかしながら意思決定支援

の定義や具体的な方法について触れられていない。本ガイドラインは、最低基準のような法的拘束力はないが同法を補完する、重要な指針であり、遵守するべきことは論を待たない。

次に、同法での意思決定支援について規定している条文について確認する。

同法第一条の二(基本理念)では『障害者がどこで誰と生活するかについて選択の機会等が確保される』旨が規定され、第四十二条・第五十一条の二において『指定事業者等及び指定相談支援事業者の責務として、利用者の意思決定の支援に配慮する』旨が規定され、第五条第十七項には、『利用者に必要な情報提供を行う』旨が規定されている。ガイドラインの作成については、平成25年から27年にかけて障害者総合福祉推進事業により『意思決定支援の在り方及び成年後見制度の利用促進の在り方に関する調査研究』が行われ、『意思決定支援ガイドライン(案)』の策定が行われた。

同案は、基本的な考え方として、イギリス2005年意思能力法(Mental Capacity Act 2005)を部分的に参考にしたものといわれ

ている。本ガイドラインの意思決定の仕組みは第三者性の確保が不十分なこと等MCAの仕組みとの差異は大きい。理念的な背景でもあり、ここでMCAの概要と原則について整理する。

- イギリス意思能力法(MCA)の概要
- ◎ 自分自身のために決定を行うことができない人たちのための保護の枠組みの提供
- ◎ 決定を行う意思能力があるかどうかについての査定や、その人たちのために行われる決定の手続き
- ◎ 本人の最善の利益
- ◎ 法は「行動指針」によって運用
- ◎ 指針は、医療と社会ケア専門職に一定の法的義務を課し、支援者の手引き・情報提供にもなっている

MCAの5つの法定原則

- (1) 能力を欠くと確定されない限り、人は能力を有すると推定されなくてはならない
- (2) 本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法が功を奏さなかったのならば、人は意思決定ができないとみなされてはならない
- (3) 人は単に賢明でない判断をするという理由のみによって意思決定ができないとみなされてはならない
- (4) 能力を欠く人のために、あるいはその人に代わって、本法の下で

した瞬間に自己責任が発生します。周囲に迷惑をかけないということが大前提です。判断能力のある人が自己決定したのであれば、他人に迷惑をかけたか損をあたえたりした場合は自力で責任を負うことになります。ところが被後見人の場合、自己決定はできても自己責任を負うことは困難な場合が多いのです。判断能力に疑いの持たれる被後見人の行為がどこまでこの「愚行権」の名のもとに尊重されるのか、本人の意思決定支援がいかに難しいか、永遠の命題と感じています。

障害者 110番

静岡市障害者相談支援推進センターでは、障害者110番相談窓口を開設しています。

受付時間

《常設窓口》 月～金 9時～17時

相談方法 電話 054-275-1816 (9時～17時)

FAX 054-254-6880 (24時間受付)

お休み 土日祝祭日 年末年始

なされる行為又は意思決定は、本人の最善の利益のために行われなければならない

- (5) 当該行為は又当該意思決定が行われる前に、その目的が本人の権利及び行動の自由に対して、より一層制約の小さい方法で達せられないかを考慮すべきである

MCAの原則が示すもの

第一、第三原則では、どんなに障害が重くても意志決定能力があることが前提であることが示されている。

第二原則では、意思決定能力を最大限に生かすために、本人に能力がないと結論付ける前に、彼らが意思決定できるように、最大限の支援を行うことが強調されている。

第四、第五原則は、本人にとっての最善の利益とはなにかを追求すること、仮に本人に代わり意志決定をせざるをえない場合でも、判定検証する仕組みを作ること、また本人の自由の制限は、最も少ない方法を選ばなければならないことを示している

2 ガイドラインのねらいと自己 決定支援の仕組み

本ガイドラインは、障がい者の意思を尊重した質の高いサービス